

〈主な注意点〉

◆工事着手日選択契約方式実施要領(抜粋)

(提示工期)

第3条 発注者は、入札公告又は指名通知において、実工期に最大準備期間を加算した期間を工期として提示する。

- 2 実工期とは、工事を完成させるために必要な実工事日数(不稼働日を考慮)に後片付け日数を加算して設定する。
- 3 最大準備期間は、実工期に10分の3を乗じて5日単位で切り下げた日数(ただし、50日に満たない場合は50日)に通常の準備日数を加えた範囲内で設定する。ただし、契約後に関係機関(関係者)との協議が必要な場合等は、これに必要な日数を加えることができる。

【当面の運用】

最大準備期間は、当面の間、原則6ヶ月を超えない日数に通常の準備日数を加えた範囲内で設定できることとする。

(契約工期)

第4条 受注者は、当初契約の締結までに別に示す様式にて届け出ることによって、提示工期の範囲内で工事着手日の翌日から起算して実工期が確保できる範囲で工期の終期日を選定することができる。ただし、第3条第1項による提示工期が次年度に跨がる場合は、4月15日以前に選定することができない。

- 2 発注者は、第1項の規定による届出があった場合は、原則として受注者が希望する工期により契約しなければならない。
- 3 当初契約の締結までに第1項の規定による届出が無ければ、第3条第1項で規定する提示工期により契約を行う。

(現場代理人及び主任技術者等の配置)

第6条 受注者は、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下、「技術者等」という。)を配置することを要しない。この場合、当初契約の締結までに技術者等の配置を開始する日を定め、別に示す様式にて届け出なければならない。

- 2 受注者は、第1項の規定によらず「現場代理人及び主任技術者等選任通知書」を通常工事と同様の期限内に提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督員の承諾を得て技術者等の配置を開始する日を変更することができる。

(様式)

平成 年 月 日^{※1}

(発注者) 殿

受注者 住所
商号又は名称
代表者

印

工期等届出書 (工事着手日選択契約方式)

落札した(落札候補者となった) 次の工事について、契約工期等を以下のとおりとした
いので届け出ます。

1 工事名

2 路線名等

3 工事箇所

4 入札公告で示された実工期 日間^{※2}

5 工事着手日 平成 年 月 日^{※3}

6 希望工期 契約日の翌日から 日間(平成 年 月 日まで)^{※4}

7 現場代理人及び主任技術者(監理技術者)配置開始日 平成 年 月 日^{※5}

※この届出は、入札公告(指名通知)に示された提示工期と異なる工期で契約したい場合、又は現場代理人及び主任技術者(監理技術者)の配置を工期の始期日としない場合に提出する。

※1. この届出は、契約の締結までに提出すること。ただし、総合評価落札方式の場合は、落札候補者になった時点)

※2. 農林土木工事特記仕様書に記載された当該工事の実工期の日数を記載する。

※3. 契約日の翌日から起算して農林土木工事特記仕様書に記載された当該工事の最大準備期間の翌日の範囲内で設定する。

※4. 希望する契約工期の末日は、工事着手日から起算して実工期が確保できる範囲で設定する。

※5. 契約日の翌日から工事着手日の範囲で設定する。